

板橋区里親委託交流事業実施要綱

(令和4年6月30日区長決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、板橋区子ども家庭総合支援センター所長（以下「子ども家庭総合支援センター所長」という。）が養育家庭、養子縁組里親及び板橋区小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム事業）設置・運営基準（令和4年6月30日区長決定）の2のA又はウに該当する者によるファミリーホーム事業に係るファミリーホーム（以下「養育家庭等」という。）に委託することを適当と判断した児童（以下「委託候補児童」という。）と当該委託候補児童を委託する候補として選定された養育家庭等（以下「候補家庭」という。）が委託前に良好な関係を築くことを目的として実施する板橋区里親委託交流事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、委託候補児童と交流を行う候補家庭とする。

(事業内容)

第3条 本事業は、委託候補児童と候補家庭とが次に掲げる交流を行うものとする。

- (1) 候補家庭が、委託候補児童が措置されている施設等に訪問し、面会を行うこと。ただし、委託候補児童との引合せのための面会は除く。
- (2) 委託候補児童と候補家庭が共に外出をすること。
- (3) 委託候補児童が候補家庭宅に外泊をすること。
- (4) その他子ども家庭総合支援センター所長が必要と認めること。

(実施期間)

第4条 本事業の実施期間は、候補家庭が前条に規定する事業を実施した日から委託候補児童が当該候補家庭に委託された日の前日まで、又は交流が中止となった日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、候補家庭は、前条に規定する事業を継続することが困難であると判断したときは、本事業を中止するものとする。

(経費)

第5条 区は、候補家庭に対し、この事業の実施に係る経費について板橋区子ども家庭総合支援センター所長が別に定めるところにより、補助する。

付 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。